

第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年8月18日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上9名

欠席委員 24 前田 孝幸¹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：瀬田担当主幹 美杉：境担当副主幹

議事録署名者 16 中谷 秀也・17 西森 偉統

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第8回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席は24番 前田 孝幸委員の1名で出席委員数は9名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 16番 中谷 秀也委員、17番 西森 偉統委員にお願いしたいと思っておりますので
 よろしくお願いいたします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりで
 ございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から4で、件数は4件、合計面積は田が14,276㎡、畑が1,161
 ㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約し
 たものであります。
- 2ページから5ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から10で、件数は10件、合計面積は45,005㎡で、その内訳は田
 が35,704㎡、畑が9,301㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります
 ので、届出人に対して指導しております。
- 6ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ございま
 す。
 番号1、一般個人住宅用地
 でございます。
 以上、件数は1件、合計面積は畑で158㎡でございます。
- 7ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移
 転）、でございます。
 番号1から2、宅地造成
 でございます。
 以上、件数は2件、合計面積は畑で671㎡でございます。
- 8ページをお願いいたします。
 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、
 でございます。
 番号1、一般個人住宅用地
 でございます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で310㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の9ページをお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 70,185㎡、渡人 _____、面積 135㎡、申請地 久居元町提先_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 135㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積 186,133.91㎡、渡人 _____、面積 4,604㎡、申請地 須ヶ瀬町前田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 207㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は2件、合計面積は田で342㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ちあっていたいただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番、田口です。10日の日に地元推進委員、農業委員の中野さん、諸戸さん、森さんと私と事務局で見て参りました。1番は_____の手前の南側です。問題ないと思います。2番も_____の東のところでも事務局の説明通りでございますので何ら問題ないと思います。よろしく願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居持川町持川 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 388㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地の道を挟んだ向かい側の土地において、長屋住宅を建築することに合わせて、その長屋住宅の利用者向け駐車場として整備する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外3名、申請地 庄田町前川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 514㎡ 外3筆、合計面積 1,107㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、445.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 323㎡ 外2筆、合計面積 871㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、430.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 535㎡ 外1筆、合計面積 825㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、430.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 森町池田____
____、台帳地目・現況地目とも田、面積 624㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貸駐車場用地とするものです。

申請地は、受人が代表を務める法人の所有する工場のごく近隣であり、法人の下請業者に対する貸駐車場とする計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 榊原、受人 _____、渡人 _____、申請地 榊原町岡____
____、台帳地目・現況地目とも田、面積 25㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自宅用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 波瀬、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬小路垣内____
____、台帳地目・現況地目とも田、面積 796㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、295.80㎡、パネルの設置率は、パネルが影にならないよう間隔を大きくあけて設置されるため、転用面積の37.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 波瀬、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬小路垣内____
____、台帳地目・現況地目とも田、面積 764㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、295.80㎡、パネルの設置率は、パネルが影にならないよう間隔を大きくあけて設置されるため、転用面積の38.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 一志町片野北浦____
____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 193㎡ 外1筆、合計面積 386㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野北浦____
____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 78㎡ 外1筆、合計面積 497㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地は、受人の事業所の隣地であり、職員や関係者用駐車場として整備する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 高岡、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 一志町田尻鎌田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 558㎡ 外1筆、合計面積 751㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地は、受人の事業所の道路を挟んだ向かいにあり、事業用の駐車場敷地を増設する計画です。

現在、市の指導要綱に基づく協議中であるため、確認され次第、農地部会審議後に同時許可となる予定です。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号12、地区 高岡、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野高寺 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 605㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

申請地は、受人の事業所からほど近く、農業用大型機械やトラック、従業員用の簡易駐車場として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 479㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、256.70㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 大三、譲受人兼転貸人 _____、転用者兼転借人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木北和知野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 377㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八手俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 781㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、446.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知上廣口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,388㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.51㎡、パネルの設置率は、転用面積の34.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 下多気、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 649㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、557.15㎡、パネルの設置率は、転用面積の85.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 下多気、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気中之世古 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 841㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、595.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の70.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は18件、合計面積は12,154㎡で、その内訳は田が6,224㎡、畑が5,930㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。10日の日に地元推進委員、農業委員の中野さん、諸戸さん、森さんと私と事務局で見て参りました。場所は中勢バイパスの _____ から南へ行って次の信号を曲がったところです。事務局の説明通り何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長	ありがとうございました。次ぎ、2番から6番お願いします。
森委員	7番、森です。番号2番、3番、4番は隣地ですので一緒に説明させていただきます。10日に地元推進委員、農業委員の諸戸部会長、田口さん、中野さん、私とで確認いたしました。現場は、以前から太陽光施設がさかんに建設されていたところです。事務局説明通りで問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。続いて5番、10日に地元推進委員、農業委員の諸戸部会長、田口さん、中野さん、私とで行きました。現場は、_____の職員駐車場で、事務局説明通りで問題ないと思います。6番は、現在は閉館になっています_____の東100メートルぐらいの所。_____の北へ300メートルぐらいの所です。地元推進委員、農業委員の諸戸部会長、田口さん、中野さん、私とで確認いたしました。隣地を買われて駐車場にするという、事務局説明通りで問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	7番、8番お願いします。
宮本委員	14番、宮本です。10日に守山会長、前田委員、私、地元推進委員と見て参りました。これまでに続きの地番について、いくつかもう許可を取っています。事務局の説明通りで問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	9番から12番お願いします。
守山委員	15番、守山です。9番は、8月10日に地元推進委員、農業委員の宮本委員、前田委員、私と現地確認いたしました。集落のまん中ぐらいで、物件の周囲は住宅地です。10番は_____の職員用駐車場ということで、周辺の土地を駐車場とか施設とかに利用している一角です。11番は、地元推進委員と農業委員の宮本委員、前田委員、私と、一志事務局で現地を確認しました。_____の100メートルぐらい北側で、これも周囲は住宅街で、駐車場ということです。12番は、耕作放棄地です。以上です。よろしくをお願いします。
議長	13番、14番、お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。10日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山事務局と見て参りました。場所は_____の南西の角に信号のある交差点がありますが、その交差点から西に50メートルほど行ったところです。周囲に家が建っておりますが、支障がないように思います。14番も、10日に西森、中谷両委員と、地元推進委員、白山の事務局と見て参りました。場所は_____の西200メートルぐらいの所。周りは畑と宅地で、個人住宅ということで何ら問題ないかと思います。よろしくをお願いします。
議長	15番から18番お願いします。
結城委員	18番、結城です。15から18番まで、まず15番八手俣。10日に地元推進委員、事務局で現地確認いたしました。耕作する予定が全く無い土地で、管理ができなので、太陽光発電に売却するという事です。16、17、18も同じです。16番は、地元推進委員と事務局で行いました。17、18番は地元推進委員と事

務局で現地確認を行いました。以上です。

議 長 地元委員から説明がありましたが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で11,453㎡、畑の使用貸借で447㎡、契約件数は7件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で10,213㎡、畑の使用貸借で914㎡、契約件数は7件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,237㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,571㎡、契約件数は8件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,234㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて38,137㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて2,932㎡、合計契約件数は23件、合計面積は41,069㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区4件、一志地区3件、白山地区3件で、合計10件、合計面積は18,289㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で43.5%、面積で44.6%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利

用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
まず整理番号13についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この1件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号14-01ほか1件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この2件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号16ほか2件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この3件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました3件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第8回第2農地部会を閉会します。

午後2時33分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年8月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____